

国民健康保険の申請・届出について

国民健康保険の申請や届出は、世帯主の義務です（※）。ただし、世帯主が手続きができない場合は世帯主以外の人でも手続きができます。同一世帯の人からの申請や届出の場合は委任状は省略できますが、別世帯の親族からの場合は、申請や届出に必要なものと併せて、委任状と本人確認書類が必要です。

※葬祭費支給申請および、人間ドック費用の助成申請については例外で、葬祭費の場合は喪主、人間ドックの場合は受診者が申請者です。詳しくは「出産・死亡・訪問看護療養費」「人間ドックの費用を助成」を参照。

国民健康保険の申請・届出にマイナンバーが必要です

平成28年1月からのマイナンバー（個人番号）の利用開始に伴い、国民健康保険の手続きの際、届出書や申請書にマイナンバーの記入と本人確認が必要になりました。窓口での手続きでマイナンバーを記入していただく際は、他人のなりすましなどを防ぐため、マイナンバーの確認と本人の確認をさせていただきます。

なお、マイナンバー制度による情報連携の開始に伴い、健康保険資格喪失証明書、雇用保険受給資格者証等の写しの添付を平成29年から原則不要としています。しかし、情報が連携されるまでに一定の期間を要するなど、手続きが円滑に行われない可能性があることから、当面の間は、写しの添付にご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。

世帯主または同一世帯の世帯員が申請や届出をする場合

下記の1と2で必要なものを1点ずつ持参してください。マイナンバーカードがあれば1点でかまいません。また、世帯主又は同一世帯の世帯員が手続きをする際は、対象者のマイナンバーが必要です。

1 マイナンバー確認書類

マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票・住民票記載事項証明書のうちいずれか1点

2 本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等、官公署が発行した写真付きの証明書のうちいずれか1点

代理人が申請や届出をする場合

下記の1、2及び3で必要なものを1点ずつ持参してください。

1 代理権の確認書類

法定代理人（※）の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類、任意代理人（法定代理人以外の代理人）の場合には委任状

2 代理人の本人確認書類

代理人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等、官公署が発行した写真付きの証明書のうちいずれか1点

3 世帯主のマイナンバー確認書類

世帯主のマイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票・住民票記載事項証明書のうちいずれか1点

※ 親権者（本人が未成年の場合）、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人など

マイナンバーがわからないとき

手続きをする市民のみなさまの負担軽減を図る観点から、国民健康保険課の職員が確認しますので、マイナンバーに関する書類が無くても申請や届出をしていただけます。